

平成 28 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 協 立 情 報 通 信 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 々 木 茂 則
(JASDAQ・コード 3670)

問 い 合 わ せ 先 常 務 取 締 役 執 行 役 員 管 理 部 長 長 谷 川 浩
T E L 0 3 - 3 4 3 4 - 3 1 4 1

社外取締役及び監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第 29 条及び第 37 条の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役及び監査役の氏名

社外取締役 江口 夏郎
監査役 山田 信彦、神成 敦（社外）、茂呂 眞（社外）

2. 責任限定契約の締結日 平成 28 年 5 月 26 日

3. 締結の理由

当社は、平成 28 年 4 月 12 日付「定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、会社法第 427 条の改正により責任限定を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるようにするため、非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約に係る規定を新設する定款変更議案を当社第 51 期定時株主総会に付議し、当該議案は原案どおり承認可決されましたので、本日上記の社外取締役及び監査役と責任限定契約を締結いたしました。

4. 当社定款（抜粋）

(1) 第 29 条第 2 項

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(2) 第 37 条第 2 項

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以上